



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年  
No.7  
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

## 名称類似薬の処方間違い



### 事例

#### 【事例の詳細】

当薬局が担当している施設へ入所した患者の処方箋を初めて応需した。処方箋にはグルコン酸カルシウム水和物が記載されていた。グルコン酸カルシウム水和物は処方元の医療機関から処方されたことがない薬剤であり、処方頻度が高いグルコン酸カリウムと名称が類似していることから、薬剤師は処方間違いを疑った。患者が入所している施設に確認を行ったところ、患者の処方履歴から、以前よりグルコンサンK細粒4mEq/gが処方されていたことがわかった。薬剤師が処方医に疑義照会を行ったところ、グルコン酸カルシウム水和物はグルコンサンK細粒4mEq/gに変更となった。

#### 【推定される要因】

患者に薬剤を処方する医療機関が変更になっていた。処方医は、前医の処方内容を転記する際に、入力を間違えた可能性がある。

#### 【薬局での取り組み】

「グルコンサン」から始まる薬剤には「カリウム」と「カルシウム」の2種類があることを薬局内で周知する。今回の薬剤の組み合わせの他にも、名称が類似する薬剤は多数あり、処方内容に違和感があった際には疑義照会を行う。



### その他の情報

商品名	カルチコール末*	グルコンサンK細粒4mEq/g
有効成分	グルコン酸カルシウム水和物	グルコン酸カリウム
効能又は効果	低カルシウム血症に起因する下記症状の改善 テタニー、テタニー関連症状 小児脂肪便におけるカルシウム補給	低カリウム状態時のカリウム補給
用法及び用量	グルコン酸カルシウム水和物として、通常成人1日1~5gを3回に分割経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。	1回カリウム10mEq相当量 1日3~4回経口投与。症状により適宜増減する。

\*経過措置満了日は2025年3月31日。  
(2024年5月27日現在)



### 事例のポイント

- 処方オーダーの際は、薬剤名の読み仮名の最初の3文字を入力し、検索された薬剤群から処方する薬剤を選択することが多い。グルコン酸カルシウム水和物とグルコン酸カリウムは、読み仮名の最初の7文字が一致しているため、処方入力の間違いが起きやすい組み合わせである。
- 本事例は、処方医が薬剤を間違えて選択した可能性があると考えた薬剤師が、疑義照会を行った事例である。処方する医師や医療機関が変更になる場合は、名称類似などによる処方間違いの可能性を考慮して、処方監査を行う必要がある。
- 処方する医師や医療機関が変更になった場合は、「薬剤サマリー」「退院時服薬情報提供書」「お薬手帳」「検査値」などの情報を医療機関、施設などと共有し、その情報をもとに処方監査を行うことが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。